

令和2年 第32回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午後9時30分～
2. 開催場所 農村改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (18人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
 - 議案第 45号 農地法第3条の許可申請について (8件)
 - 議案第 46号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買取適格証明願について (1件)
 - 議案第 47号 農地法第4条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第 48号 農地法第5条第1項の許可申請について (3件)
7. 農業委員会事務局職員 (4人)

8. 会議の概要

○事務局長

一同、礼。只今から第32回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、農業委員総数19名中18名です。〇〇委員さんから欠席の連絡を受けております。定足数を超過しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。なお、本日はコロナウイルスの対策により、人との間隔を広げて机を配置しております。それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆様、おはようございます。本日はコロナウイルスで大変な中、お集まりいただきありがとうございます。

最近では新型コロナが猛威を振るい、多くの集会等が延期、中止されておりますが、どうしても農業委員会は開催せざるを得ないものであります。それだけ責任があるということなので、本日も慎重なご審議どうかよろしく願いいたします。では、さっそく審議に入りたいと思います。

○事務局長

ありがとうございました。では、審議進行を会長よりしていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（会長）

議事録署名人の指名についてですが、本日は、〇〇番 〇〇委員さん、〇〇番 〇〇委員さん、よろしく願いします。さっそく審議に入ったらと思います。本日は13件の議案があります。議案第45号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。なお、1番、2番は譲渡人が同一なので、ご一緒をお願いします。

○事務局

議案第45号、農地法第3条の許可申請について。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1,897㎡、〇〇、田、914㎡、合計2筆、合計面積は2,811㎡です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、季節野菜。主な農機具の保有状況は、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターです。労働力は、本人、妻、子、子の妻で、常時4人です。耕作面積は、8,014㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

続いて、2番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、910㎡です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、季節野菜。主な農機具の保有状況は、耕うん機、田植機、コンバイン、

乾燥機、トラクターです。労働力は本人、妻で、常時2人です。耕作面積は、7,305㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは高齢の為、先日老人ホームに入居しました。これ以上農業をすることは出来ない為、小作人である〇〇さんに譲渡して、耕作を続けて欲しいとのことでした。譲渡人の〇〇さんと2番の譲受人の〇〇さんとは姉弟です。弟に農地を譲って耕作をお願いしたい、とのことです。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番お願いします。

○事務局

3番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、811㎡、〇〇、田、1,100㎡、〇〇、田、313㎡、〇〇、田、1,180㎡、合計4筆で、合計面積が3,404㎡になります。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の贈与です。作付作物は、米、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機。労働力は、本人、妻で常時2人です。耕作面積は、9,615㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、譲受人の〇〇さんと親子の関係です。〇〇さんは、〇〇歳で施設に入っておられます。何も出来ない為息子さんに贈与する、ということです。〇〇さんは、ご自身でかなり大規模に野菜を作られており、農業に精通されているので問題無いかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番お願いします。

○事務局

4番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1, 2 1 7 m²。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機を所有しており、田植機、コンバインはリースです。労働力は、本人、妻で、常時2人です。耕作面積は、3, 4 4 3 m²です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図8ページをご覧ください。〇〇さんと〇〇さんは伯父と甥の関係です。相続の関係で〇〇さんに贈与されましたが、管理が出来ないので、親類に買って欲しい、と要望していたそうです。丁度、〇〇さんが定年退職されて農業をしているので、今回の話になったようです。農機具は隣の家から借りていますが、自身でも購入を予定しているそうです。ご審議よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番お願いします。

○事務局

5番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、6 7 3 m²。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、桃です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバインを所有しておりまして、田植機がリースになります。労働力は、常時、本人1人です。耕作面積は、9, 5 1 4 m²です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図9ページをご覧ください。家と田がセットになっており、所有者は〇〇県に住んでいるため、長い間放置されておりましたが、今回、〇〇さんが娘さんの仕事用の家として使用したい、とのことで、家と田を併せて購入することになりました。利用権が設定されておりましたが、今は解約されております。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして6番をお願いします。

○事務局

6番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、936㎡、〇〇、田、971㎡、〇〇、田、940㎡、〇〇、田、1,064㎡、〇〇、田、1,118㎡、〇〇、田、731㎡、合計6筆、合計面積は5,760㎡です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、賃借権設定の5年です。作付作物は、米、トマト、イチジクです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバインをリースいたします。労働力は、本人、妻で、常時2人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。譲受人の〇〇さんは、東温市では新規就農という事で、2月20日午前9時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しました。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、両親が農業を行っており、耕作に必要な技術と知識は習得済みである。農機具については、トラクター、田植機、コンバインを親から借り受けるが、今後、トラクターの購入も検討している。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが信託の引受けではありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家として行います。常時2人で、本人、妻です。第5号、下限面積の制限ですが、取得見込面積が、田、5,760㎡ですので、要件を満たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地

域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、両親や市内先進農家の指導、助言を受けながら、新たな知識や技術を習得する。また、水の管理や除草作業についても、地元農家やJAの助言、指導を受けて実施していくということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは〇〇歳と高齢であり、今回、〇〇さんが新規就農し、経験を積んでから、いずれ後を継いで欲しいと考えているそうです。いずれはこの地域の担い手となることを期待しております。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

新規就農ということですが、今回、米を作る予定ですか、それとも野菜ですか。

○委員 〇〇委員

面接のときは、米麦とトマトと言っておりました。他にも色々と挑戦してみるつもりのようなのです。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして7番についてお願いします。

○事務局

7番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1, 2 3 6 m²、〇〇、田、3 5 7 m²、〇〇、田、1, 0 1 6 m²、〇〇、田、1, 5 7 5 m²、合計4筆、合計面積は4, 1 8 4 m²です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の贈与です。作付作物は、米です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインをリースいたします。労働力は、常時、本人1人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。譲受人の〇〇さんにつき

ましては、東温市では新規就農という事で、2月20日午前10時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しています。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、父の所有する農地で米作の手伝いを行っており、基本的な知識や技術は取得済みである。なお、農機具については、父の所有するトラクター、耕うん機、田植機、コンバインを借り受ける。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、信託の引受けではありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、兼業農家として行います。常時、本人1人です。第5号、下限面積の制限ですが、取得見込面積が田、4,184㎡ですので、要件を満たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、父の指導、助言に従いながら耕作を行い、新たな知識や技術を取得していく。また、地域住民とのコミュニケーションに積極的に参加し、農道、水路等の共同利用施設の維持管理や鳥獣対策等を行っていくということです。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図11ページをご覧ください。〇〇さんと〇〇さんは親子関係です。労働力は1人となっておりますが、お父さんの従業員の方が住んでおり、手伝ってもらいながら耕作するそうです。特に問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして8番、についてお願いします。

○事務局

8番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、778㎡、〇〇、田、397㎡、合計2筆、合計面積は1,175㎡です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米です。主な農機具の保

有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインです。労働力は、本人、子で、常時2人です。耕作面積は、8,963㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲受人の〇〇さんのご主人と、譲渡人の〇〇さんのご主人さんは従兄弟の関係です。〇〇さんは、住所が〇〇県で遠方に住んでおられるので、耕作が出来ないから、竹内さんに買って欲しいということです。〇〇さんも〇〇歳と高齢ですが、子供さんも農業をされています。特に問題はないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして9番、議案第46号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願についてお願いします。

○事務局

議案第46号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について

これは、農地の競売に参加するため、農家資格を証明する願出についての審議になります。

9番 申請人 〇〇 〇〇さん、土地、〇〇、畑、445㎡、〇〇、田、609㎡、〇〇、田、163㎡、〇〇、畑、834㎡、〇〇、田356㎡、〇〇、畑、102㎡、合計6筆、合計面積は2,509㎡です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は、所有権移転です。作付作物は、米、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、選別機、動力噴霧器です。労働力は、常時、本人1人です。耕作面積は、16,292㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図13ページをご覧ください。この案件は、農地の競売に係る資格の審議ということですが、〇〇さんは下林でお米を栽培されています。松山市でも耕作しており、合計で16,292㎡を耕作しております。資格はあると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

○委員 菅野博彦委員

〇〇さんは、東温市では、何㎡くらいお持ちですか。

○事務局

2,909㎡です。

○議長（会長）

他にありませんか。無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして10番、議案第47号農地法第4条第1項の許可申請について申し上げます。

○事務局

議案第47号農地法第4条第1項の許可申請について。

10番 転用者 〇〇 〇〇さん、土地、〇〇、田、24㎡、〇〇、田、420㎡、合計2筆、合計面積は444㎡です。都市計画区域は、その他の区域。農地区分は第2種農地、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域内。転用目的は農業用倉庫。開発許可は不要。令和2年2月7日第31回委員会で用途区域変更意見決定しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さん、2月の委員会より何か付け加えることがあればお願いします。

○委員 〇〇委員

特に変更はありません。前回の説明のとおりです。

○議長（会長）

この件につきましては、2月に用途区分変更の意見決定をしておりますが、何か、ご

意見やご質問はありませんか。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして11番、議案第48号農地法第5条第1項許可申請についてお願いします。

○事務局

議案第48号農地法第5条第1項の許可申請について

11番 譲渡人 ○○ ○○さん、土地、○○、田、778㎡、○○ ○○さん、土地、○○、田、209㎡、合計2筆、合計面積は987㎡です。譲受人 ○○さん。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域内。転用目的は農業用倉庫。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要。令和2年2月7日第31回委員会で用途区分変更の意見決定をしております。以上です

。

○議長（会長）

この件につきましては、2月の委員会で用途区分変更の意見決定をしておりますが、地元、○○委員さん、何か付け加えることはありますか。

○委員 ○○委員

特にありません。前回、お話ししたとおりになります。

○議長（会長）

特に変更等はないようですが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして12番、13番の譲渡人が同一人物なので一緒をお願いします。

○事務局

12番 譲渡人 ○○ ○○さん、譲受人 ○○ ○○さん、不動産賃貸業をされております。土地は、○○、田、1,081㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地、高速道路の入り口からおおむね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。農用区域は農用区域外。転用目的は太陽光発電施設設置。権利内容は所有権移転。開発許可は不要。

13番 譲渡人 ○○ ○○さん、譲受人 ○○ ○○さん、コンサルティング業をされております。土地は、○○、田、1,716㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地、高速道路の入り口からおおむね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。農用区域は農用区域外。転用目的は太陽光発電施設の設置。権利内容は所有権移転。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

16ページをご覧ください。水路のこともありますので、改良区の理事長と、3名で現地の確認をいたしました。結果、別段問題はないそうです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○議長（会長）

他にありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

他に無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の議案は、全て終了しました。